

平成22年度 遠別町教育行政執行方針

平成22年度の教育行政執行に関する基本方針について申し上げます。

60年ぶりに教育基本法が改正され、新しい教育理念が定められ、その理念を具体化させるため、学校教育法をはじめとする関係法制の整備や教育振興基本計画が策定されるなど、改革が進められています。

教育委員会としましては、このような教育を取り巻く情勢の変化を受け止め、「遠別町教育目標」の理念に基づき、各関係機関と連携を図りながら、子どもたち一人一人が、希望と高い志を持ち、未来に向かって、たくましく生きぬいていく力を育む教育の推進と、町民が、生涯にわたって生きがいを持ち、いつでも、どこでも、誰もが学び、その成果を生かすことのできる生涯学習社会をめざした教育行政を推進してまいります。

はじめに、学校教育の推進について申し上げます。

平成20年3月、「生きる力」を育成するため、「新学習指導要領」が告示され、これらの趣旨や内容を的確にとらえた教育課程の編成と実施に向けた取り組みが重要となっています。

小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から新学習指導要領が完全実施されますが、現在は移行措置期間であり、その準備が進められているところであります。

新学習指導要領は、小学校の5・6年生に「外国語活動」が新設され、さらに、中学校の英語の指導内容が改訂されました。外国人英語指導助手を教育委員会に配置し、小・中学校の英語の授業の充実を図るとともに、児童生徒の英語力の向上をめざしてまいります。

また、理科につきましては、児童生徒が観察、実験を行うことで科学への関心を高め、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るため、理科教材を整備し、学習環境の整備に努めてまいります。

全国学力・学習状況調査の結果から、道内の児童生徒の正答率の低いことが明らかになりました。「確かな学力」を育成するため、学習に関する課題の解決に向け、知識や技能の習得、活用する力を育むための学習指導や学習習慣の確立など、家庭や地域と連携し、個に応じたきめ細かな学習指導を進めてまいります。

特別支援教育につきましては、特別支援教育連携協議会の活動をより効果的なものとするため、関係機関との連携を図り、児童生徒の支援体制を整備してまいります。

学習支援を行う「特別支援教育支援員」を遠別小学校に配置し、児童一人一人に適切な学習指導を行ってまいります。

小・中学校に児童生徒用パソコンや校務用パソコン、電子黒板等を導入・整備しましたが、これらの機器を有効に活用し、児童生徒の情報活用能力を育成してまいります。

児童生徒の心身の調和のとれた発達を促すため、運動を通じた体力の向上をめざし、児童生徒の体力や運動能力、運動習慣等について、家庭・地域と連携し、指導、改善を進めるとともに、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけさせるため、栄養教諭を中心とした「食育」の充実に取り組んでまいります。

学校施設は、児童生徒にとって大切な学習・生活の場であるとともに、町民にとっては災害発生時の避難所となり、防災拠点としての役割を担っています。

その安全性を確保するため、平成21年度に耐震改修の対象施設である遠別中学校体育館の耐震度調査が終了いたしました。補強が必要な施設と診断され、今年度は、実施設計及び改修計画評定業務を委託し、耐震改修に向けて準備を進めてまいります。

遠別農業高等学校につきましては、教育振興会と連携をとり、学校存続に向けた取り組みを推進していますが、遠別農業高等学校の教職員が中心となり活性化プロジェクトが立ち上げられ、より魅力ある学校づくりが進められています。今後も、遠別農業高等学校教育振興会と学校、地域が一体となった取り組みを着実に進めてまいります。

次に、社会教育の推進について申し上げます。

今年度は、第4次社会教育中期計画（5ヶ年計画）の最終年にあたり、これまでの学びの成果を生かし、学びによる地域づくりがテーマとなっています。町民一人一人が自由に学べる環境づくりと、効果的な学習機会を提供し、学びによる活力ある明るいまちづくりを進めてまいります。

今年度は、本町の新たな地域課題を把握し、将来を見据えた第5次社

会教育中期計画の策定に取り組んでまいります。

社会教育活動の推進につきましては、子どもたちの自然体験や生活体験を重視し、その「生きる力」を育てる学習機会の提供や子どもたちの健やかな成長・発達を促すために必要な各種事業を展開してまいります。

また、これからの教育は、これまで以上に学校、家庭、地域が一体となって進めていくことが不可欠であります。地域ボランティアによる学習支援や体験活動など、様々な学校活動を地域全体で支える「学校支援地域本部」事業が十分に機能を発揮できるよう支援してまいります。

文化活動の推進につきましては、町民が自主的、主体的に芸術文化活動に関わることができる環境づくりや町民が様々な芸術文化に接し、感動を味わう機会の充実に取り組んでまいります。

スポーツ活動の推進につきましては、町民が活力あるいきいきとした生活を送るため、スポーツやレクリエーションの多様化するニーズに対応していくことが求められています。

本町の「さわやかスポーツの町」宣言の趣旨に沿って、子どもから高齢者まで一緒に気軽に参加できるニュースポーツを紹介するとともに、体育指導員や関係機関と連携し、指導、普及に努めてまいります。

生涯学習センターの管理運営につきましては、教育委員会事務局が役場庁舎に移転することから、施設を利用する町民の皆様の利便性を損なわないよう努めてまいります。

また、スポーツ施設につきましては、町民が安全・安心にスポーツを楽しむことができるようスポーツ施設の計画的な改修・修繕に努めてまいります。

以上、教育行政執行に関する基本方針について申し上げましたが、教育委員会といたしましては、様々な地域課題に即した教育活動を積極的に進めてまいります。

ふるさと「えんべつ」の未来を担う子どもたちの健やかな成長と創造性豊かで調和のとれた生涯学習を推進するため、町民と協働して、教育行政を着実に推進してまいりますので、議員並びに町民の皆さんのご支援とご協力をお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。